

令和4年9月26日

各課長殿

副町長

令和5年度当初予算の編成について（依命通達）

町財政は、令和3年度決算において、一般会計では195百万円の黒字であり、国保事業勘定特別会計等を含めた全会計では163百万円の黒字決算となった。全会計における黒字決算は2年連続であり、これは国民健康保険事業勘定の単年度赤字を年度内解消していることが主要因である。しかしながらこれは東京都からの多額の総合交付金の交付を受けたこと、新型コロナ対策として地方交付税の交付額が増えたことによる赤字解消であり、自助努力によるものではなく依存体質から脱することのできない組織の欠陥ともいえる重要課題が、未だ解消されていないことを十分認識しておかなくてはならない。

財政の弾力性を示す各指標は、経常収支比率87.4%（一般適正水準70～80%）、公債費比率14.0%（一般適正水準10%以下）、公債費負担比率20.8%（一般的に15%警戒ライン・20%危険ライン）、自主財源比率18.5%であり、以前から悪化している指標が多く、依然として予断を許さない状況が続いている。

さらに、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率—（15%）、連結実質赤字比率—（20%）実質公債費比率11.8%（25%）将来負担比率95.5%（350%）となっており、少しでも気を抜けば早期健全化団体（イエローカード）へ成ってしまう状態である。

このような中、わが国の景気は、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置の解除以降は厳しい状況は徐々に緩和されており、このところ持ち直しの動きがみられるものの、オミクロン株を含めた新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクがあるなど、今後の景気動向は不透明な情勢であり、依然として厳しい状況にある。

このため、政府は、ウィズコロナ下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減債、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を迅速かつ着実に実行することを通じて「成長と分配の好循環」を実現し、経済を自律的な成長軌道に乗せることを目標としている。

東京都では、令和5年度予算は、明るい「未来の東京」の実現に向け、将来にわたって「成長」と「成熟」が両立した光り輝く都市へと確実に進化し続ける予算として、

第一に、持続可能な未来へと歩みを進めるため、都政の諸課題の解決に取り組むとともに、長期的な視点に立ち、従来の発想を打ち破る大胆な施策を積極的に展開すること

第二に、都政の構造改革を爆速で進めることにより、一層活発で機動的な組織へと進化するとともに、無駄を無くす取組を徹底し、活力ある都政を可能とする強靱な財政基盤を堅持することを基本方針として打ち出している。

令和5年度においては、これらの国や都の経済財政運営の考え方や、町の行財政運営にも大きな影響を与える取り組みをしっかりと注視し、適時適切に対応していく必要がある。

なお、今後についても、大島町基本計画・実施計画に基づきハード事業を、大島町復興計画に基づき復興事業を行っていく予定であり、さらに加えて新型コロナウイルスにより打撃を受けた社会経済活動の回復と成長を図るため、常にこれらを視野に置いて財政運営を図らなければならない。

したがって、令和5年度については、実施事業に合致する補助金等歳入を積極的に確保することはもちろん、全事業を例外なく効果検証し、真に町民サービスの向上に資する経費への財源の重点化を図っていくとともに、基本計画との整合性を図りながら「惰性で分配を繰り返す」仕組みから「創造的で自立と効果をもたらす」仕組みに転換していく予算編成を心がけることとする。

これに伴い、継続事業についても、事業効果がないものについては国都補助金の返還が生じても廃止するなど、思いきった見直しにより歳出の合理化を図ることとし、新規事業や事務事業のレベルアップは、効果が大きく期待できるものを除き、事業廃止による財源確保（スクラップ&ビルド）をおこなうものとする。

しかしながら、真に住民生活の向上に結びつく施策や、コロナ後を展望した町の未来を切り拓く施策については積極的に取り上げたいので、十分留意して編成に当たられたい。

以上、令和5年度の予算編成に当たっては、この方針に従い、下記事項に留意の上編成する旨、命により通達する。

なお、令和5年度は首長の改選期に当たることから、骨格予算編成となり、原則として政策を伴う経費は継続事業を除いて全て先送りとなるが、要求内容は例年どおりとする。

記

1. 「第6次大島町基本構想・基本計画」、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大島町復興計画」等の計画と整合性を図り、大島町の将来像を十分に把握、認識し、経費の見積りを行うことを基本とする。
2. 国都補助・負担事業については、国・都の予算編成の動向に十分留意するとともに、連絡調整を密にして経費の見積りを行うこと。また、「TOKYO 補助金サーチ 見える化ボード」等を活用し、実施事業に対しての補助金有無を必ず確認すること。
3. 新規事業については、社会情勢等の変化に応じ既定事業廃止等の徹底した見直しを前提にした上で、真に必要なかつ緊急なものを要求すること。また、原則として期限を設定することとし、その執行に他団体の協力を要するものは関係方面と十分調整を図って要求すること。
4. 経費の見積りは、過去数年度の実績や事業効果等十分検討の上行うこと。特に前年度において流用増減を行った経費や執行率の悪かった経費については、実情に即して見

直しを行うこと。

また、財源見込が不確実である特別な事情があるものを除き、年間所要額を要求することとし、制度改正等の予測しがたい場合を除いて、年度途中での補正を必要としないよう精算すること。

5. 補助金等交付団体については、団体の自主的、自立的な改善努力を促進するように努め、本来の目的に即したものであるか事業計画を十分に精査した上で、前年度実績があるものについては事業効果を検証し、交付団体と協議した上で前例踏襲となることのないよう補助及び委託の内容・方法等を見直し、所要の経費を要求すること。
6. 要求に当たっては、単に係単位の要求にとどまらず、課内で内容を十分検討、精査の上要求し、事業の必要性や積算内容、根拠を説明するに足りる簡潔な資料を準備しておくこと。
7. 施策の全般にわたり創意工夫を重ね、特に施設の管理運営に関しては、民間における経営感覚等を取り入れて、施策の充実に努めること。
8. 歳入に当たっては一般財源が厳しい状況にあるので、一般財源の確保に努めることはいうまでもないが、特定財源の確保についても最大限の努力を払うこと。
9. 全般的事項として、町税、地方交付税等一般財源が激減しているなか、従来の行政レベルを保つことは不可能となっている今、「最小の経費で最大の効果をあげる（行政サービスを行う）」という認識、また、個々の範囲にとらわれず、町全体的なことも考えるという意識改革を行い、時代の変化に的確な対応をし、内外に目を向け従来の事務事業をも根本的に見直し、展開を図り、常に危機感を持つ姿勢が求められているので、その旨を認識して要求事務に当たられたい。